

## 旭川市産前・産後ヘルパー事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、妊娠中及び出産後、母親の体調不良等のため、家事や育児の援助を必要とする家庭にヘルパーが支援を実施することにより、子育て家庭の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、旭川市とする。ただし、本事業の適切な運営が確保できる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定訪問介護事業者又は同等のサービスが提供できる事業者で、市長が認めた者に事業の一部を委託することができる。

### (利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する者で、妊娠中又は産後1年未満（多胎の場合は産後2年未満）で、体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、日中同居の親族その他の人が家事又は育児を行うことができず、支援を必要とする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、利用対象者とすることができる。

### (利用券の交付)

第4条 市は、第3条の規定により事業の対象者となることを見込まれる者が妊娠の届出をしたときは、当該届出をした者に旭川市産前・産後ヘルパー事業利用券（様式第1号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 市外からの転入者等が旭川市妊婦健康診査事業実施要綱第4条第2項に基づく妊婦健康診査受診票交付申請書を提出したとき、又は旭川市産婦健康診査事業実施要綱第4条第2項に基づく産婦健康診査受診票交付申請書を提出したときは、当該申請をした者に、利用券を交付するものとする。

3 利用券の交付を受けた者は、これを第三者に譲り渡してはならない。

4 利用券は、盗難その他やむを得ない事由により紛失し、又はき損した場合を除き、再交付を行わないものとする。

5 前項による再交付を受けようとする者は、旭川市産前・産後ヘルパー利用券交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

### (事業内容)

第5条 ヘルパーが行う家事、育児及び精神的フォローに関する支援は、次の表に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

区 分	内 容
家事に関するもの	ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯及び片付け ウ 居室等の掃除清掃及び整理整頓 エ 生活必需品の買物及びゴミ出し オ その他必要な家事補助
育児に関するもの	ア 赤ちゃんの食事 イ おむつ交換等育児環境整備 ウ 沐浴準備及び沐浴介助 エ 赤ちゃんのフォロー オ 上の子のフォロー カ その他必要な育児補助
精神的フォローに関するもの	ア 育児相談等心的フォロー イ 利用者の外出付き添い ウ その他必要な母のフォロー

(利用時間及び回数)

第6条 事業を利用することができる時間及び回数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 利用時間は、1回につき連続した1時間以上2時間以内とし、1日1回を限度とする。
- (2) 利用回数は20回を限度とする。多胎児の場合は、40回を限度とする。

(利用の申込み)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用を希望する受託事業者（以下「事業者」という。）に対し、利用申込みをするものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により利用者から申込みを受けたときは、旭川市産前・産後ヘルパー事業利用受付票（様式第3号）を記入し、利用者が希望する援助の内容、日時等を確認し、あらかじめ、その利用に係る説明、第8条に規定する自己負担額等の説明及び必要な調整等を行うものとする。
- 3 キャンセルを行う場合、利用者は申込日の前日までに事業者へ連絡を行うこととする。当日、やむを得ない事情等でキャンセルを行った場合は、1回利用したものとみなし、事業者は利用券の利用回数1回分を記入する。なお、利用者からは利用料金500円を徴収しない。

(自己負担額等)

第8条 利用者は、1回につき500円の自己負担額を事業者に支払うものとし、事業者は

利用者から自己負担額を徴収後、都度領収書を発行するものとする。

(キャンセルの取扱い)

第9条 利用者はやむを得ない事由等により、事業の利用を取りやめようとする場合は、利用日の前日までに事業者に対し連絡(以下、「キャンセル連絡」という。)を行うものとし、その場合、事業者は利用申込みがなかったものとして取り扱うものとする。

2 前項のキャンセル連絡が利用日当日となった場合は、事業者は利用があったものとして取り扱うものとする。ただし、その場合、利用者から利用料の徴収は行わないものとする。

(ヘルパーの要件)

第10条 事業者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者を、ヘルパーとして派遣するものとする。

- (1) 訪問介護員、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭若しくは介護福祉士の資格を有する者又は子育てに関する事業に従事した経験がある者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 家事・育児又は精神的フォローに関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(ヘルパーの研修)

第11条 事業者は、ヘルパーに対し、必要な研修を実施し、又は受講させ、資質の向上に努めるものとする。

(実施結果の報告)

第12条 事業者は、利用者への援助を実施した月の翌月10日(10日が休日に当たるときは、休日が経過した最初の日。3月分にあつては、3月31日)までに、旭川市産前・産後ヘルパー事業実施報告書(様式第4号)及び旭川市産前・産後ヘルパー事業実施内訳書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(委託料)

第13条 委託料は、実施時間を問わず1回の支援につき、3,350円とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第1号 (第4条関係) (表面)		ヘルパー事業所確認権 (裏面)			
No. _____		旭川市産前・産後ヘルパー利用券		ヘルパー事業所確認権	
利用者氏名	(生年月日 年 月 日)	実施年月日・事業所名	担当印	実施年月日・事業所名	担当印
対象児氏名	(生年月日 年 月 日)	1	年 月 日	11	年 月 日
住 所	旭川市	2	年 月 日	12	年 月 日
有効期間	発行日から出産後1年間(多胎の場合は出産後2年間)	3	年 月 日	13	年 月 日
利用限度回数	20回(多胎の場合は40回)	4	年 月 日	14	年 月 日
自己負担額	1回500円 (1回2時間まで利用可能)	5	年 月 日	15	年 月 日
	年 月 日	6	年 月 日	16	年 月 日
	旭川市長 公印	7	年 月 日	17	年 月 日
<p>1 利用にあたっては、別紙「旭川市産前・産後ヘルパー事業の概要内」をご覧ください。</p> <p>2 この利用券は、旭川市が契約した事業所のみで利用できます。(別紙又は旭川市HPをご確認ください。)</p> <p>3 転出等で旭川市外に住民票を異動した場合は、この利用券は利用できません。</p>		8	年 月 日	18	年 月 日
		9	年 月 日	19	年 月 日
		10	年 月 日	20	年 月 日
		11	年 月 日		
		12	年 月 日		
		13	年 月 日		
		14	年 月 日		
		15	年 月 日		
		16	年 月 日		
		17	年 月 日		

  

ヘルパー事業所確認権(2) 【多胎児用】 (裏面2)			
実施年月日・事業所名	担当印	実施年月日・事業所名	担当印
21 年 月 日		31 年 月 日	
22 年 月 日		32 年 月 日	
23 年 月 日		33 年 月 日	
24 年 月 日		34 年 月 日	
25 年 月 日		35 年 月 日	
26 年 月 日		36 年 月 日	
27 年 月 日		37 年 月 日	
28 年 月 日		38 年 月 日	
29 年 月 日		39 年 月 日	
30 年 月 日		40 年 月 日	

(添付)

産前・産後ヘルパー事業 サービス内容確認表<母子支援編>	
1 赤ちゃんの食事を手伝ってほしい	<input type="radio"/> 粉ミルクの調合、授乳手伝い、離乳食の調理、食事の介助、哺乳瓶の洗浄・消毒、後片付け 戻味や形状を確認する場合があります。 <input type="checkbox"/> 同じ室内に保護者がいない中で食事の準備や介助など
2 おむつ交換や育児環境の整備を手伝ってほしい	<input type="radio"/> おむつや衣類の交換、おむつの後片付け 着目の消毒、片付け、洗濯調整、着替え <input type="checkbox"/> 同じ室内に保護者がいない中でのおむつ交換や育児環境の整備
3 沐浴を手伝ってほしい	<input type="radio"/> ベビーバスや着替えの準備・片付け、沐浴、着替えの手伝い <input type="checkbox"/> ヘルパー単独での沐浴、おへそ・鼻・耳などの掃除やケア、拭取り
4 上のお子さんのお世話をしてほしい	<input type="radio"/> 食事やおむつの準備、着替え、トイレ介助、遊び相手(保護者同席時)、おむつの付き添い(保護者同席時) <input type="checkbox"/> 保護者同席なしでの世帯
5 その他	<input type="radio"/> お子様の健診や病院等の付き添いなど保護者同伴での外出(自宅からめ付き添いは徒歩か公共機関のみ、公共機関利用時はヘルパーの費用は利用者負担、現地待ち合わせは可能) <input type="checkbox"/> 育児やその他の不安感などの相談や話し相手 <input type="checkbox"/> 保護者がいない中での子供の授乳、保護者の病児等への付き添い、産後ケアへの付き添い、ヘルパーが運転する車への乗車

※ 産前・産後ヘルパー事業では、託児を行っていません。託児など産前・産後ヘルパー事業で対象としていないサービスをご希望の方は、各事業所独自のサービス・ファミリアサポート事業、ほっとマニエーター持帰りなどをご利用ください。

産前・産後ヘルパー事業 サービス内容確認表<家事支援編>	
1 食事の準備や後片付けをしてほしい	<input type="radio"/> 日常的に調理可能な簡単な調理(作り置きは要相談)、配膳・片付け、テーブル拭き ※調理によっては味や形状を確認する場合があります。 <input type="checkbox"/> 特別に手間をかけて作る料理、薬味の対応(惣菜や夜食の手配など)、調味料や食材がない中で調理
2 衣類の洗濯をしてほしい	<input type="radio"/> 洗濯機で洗える日常的な洗濯、干す、たたむ、2～3階程度のシャワアロン <input type="checkbox"/> 2階以上洗濯機を回さなければならない量の洗濯、4枚以上もしくは特別手洗を必要とするアイコンがけ、特別な手洗を必要とする又は家庭用洗濯機で洗えない洗濯、靴洗
3 部屋の掃除をしてほしい	<input type="radio"/> 周回・寝室・台所・トイレ・浴室・洗面所・玄関などの簡単な掃除、新築をまとめて掃除など簡単な片付け <input type="checkbox"/> 大掃除、ワックスがけ、浴室等の水拭き、窓を拭き、窓拭き、おむつ・おしり・尿の拭き、おむつの掃除や洗濯、物置清掃、換気、引越しの手伝い、汚染物の掃除、大量のおふき、洗剤等道具がない中で掃除
4 その他	<input type="radio"/> シーツ交換、布巾干し、ゴミ出し、郵便物及び宅配物の持ち込み(徒歩で持ち運べる大きさ・重さのもの)、近隣のスーパーやコンビニ等で購入可能な食材・日用品の購入、お弁当品・交通費などは利用者負担、移動物にも利用時間を含む。 <input type="checkbox"/> 金融機関での現金の取扱い、公的機関への手続き、ペットの世話を及ぶ散歩、自動車の検査及び洗車、タイヤの交換及び移動、大浴場や温泉、出張先のお風呂、大浴場・大浴場の貸し切りなど日常生活必需品以外の買い物、灯油の購入・運搬

※ ハウスキーパーとは異なります。  
 ※ より詳しい具体例を知りたい方は、右のQRコードで確認を頂くか、までご連絡ください。



様式第2号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

旭川市産前・産後ヘルパー利用券交付申請書

(宛先) 旭川市長

旭川市産前・産後ヘルパー利用券の交付を申請します。

申請年月日 年 月 日

届出者氏名		妊婦(産婦)との続柄	
対象者 (妊産婦)	(ふりがな) 氏名	生年月日	年 月 日
	住所		
	電話	出産予定日 (妊娠中の場合)	年 月 日
世帯構成	氏名	続柄	生年月日
交付申請理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盗難</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul>		

※市記入欄

母子健康手帳	発行市町村	
	妊娠届出日(交付日)	
	交付番号	
産前・産後ヘルパー利用券	交付日	
	番号	
<input type="checkbox"/> 多胎 (      人)		

様式第3号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

旭川市産前・産後ヘルパー事業利用受付票

対象者	(ふりがな) 氏名		生年月日	S・H	年	月	日
	住所				利用番号 (5桁か6桁)		
	電話		出産予定日 (妊娠中の場合)	R	年	月	日
世帯構成	氏名	続柄	生年月日				
緊急連絡先	氏名 住所	続柄 電話番号					
利用希望の理由							
本事業の利用歴 (今回出産について)	<input type="checkbox"/> 利用あり (利用回数 回, 事業所名 ) <input type="checkbox"/> 利用なし						
その他							
1	お子様単独での託児は行っておりません。						
2	支援時間は、説明等の時間を含めて1回につき2時間以内です。						
3	当日の支援内容変更や追加にはお答えできない場合がありますので、ご了承ください。						
4	この事業を通じヘルパーが知り得た個人情報は、第三者へ漏らしません(守秘義務)。						
5	当日突然のキャンセルは、1回利用と同様の手続き(回数加算)を取ります(ただし、利用料金は発生しません)。						
6	ご不明のことがございましたら、 までご連絡ください。						
	私は利用を希望する事業所から、初回利用時の説明を受けました。 ※ 説明を受けたことを確認し、左空欄にチェック☑を付けてください。						

令和 年 月 日

上記の支援内容に相違ありません。

(利用者署名)

様式第4号（第12条関係）

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）旭川市長

事業者名

旭川市産前・産後ヘルパー事業実施報告書（ 年 月分）

旭川市産前・産後ヘルパー事業を実施したので、次のとおり報告します。

1 利用人数 \_\_\_\_\_人

2 利用延べ回数 \_\_\_\_\_回

様式第5号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

事業者名

担当者氏名

旭川市産前・産後ヘルパー事業実施内訳書 ( 年 月分)

利用者	氏名	産前・産後 その他( )		生年月日	S・H	年 月 日
	住所					
	利用券番号(5桁 or 6桁)					
	使用回数	実施日	開始時刻	終了時刻	実施内容 ※	利用者 確認欄
1	回目	月 日	:	:		
2	回目	月 日	:	:		
3	回目	月 日	:	:		
4	回目	月 日	:	:		
5	回目	月 日	:	:		
6	回目	月 日	:	:		
7	回目	月 日	:	:		
8	回目	月 日	:	:		
備考 ※(5)(8)(14)の支援は、左番号(1~8)と支援内容をこちらに記載してください。						

【家事に関すること】

- (1) 食事の準備・後片付け
- (2) 洗濯(洗う・干す・たたむ・しまう・アイロン)
- (3) 掃除・清掃及び整理整頓
- (4) 生活必需品の買物・ゴミ出し
- (5) その他必要な家事補助

【母のフォローに関すること】

- (6) 心的フォロー(育児相談・話を聞くなど)
- (7) 保護者同伴での外出付き添い
- (8) その他必要な母のフォロー

【育児に関すること】

- (9) 赤ちゃんの食事(授乳・離乳食調理・食事介助)
- (10) 育児環境整備(おむつ交換・乳児布団用意や片付け)
- (11) 沐浴準備・沐浴介助
- (12) 赤ちゃんのフォロー(遊び相手・抱っこ・寝かしつけ)
- (13) 上の子のフォロー(食事やおやつ準備・着替え・  
トイレ介助・遊び相手・寝かしつけ)
- (14) その他必要な育児補助

※ 実施内容(実施内容)は番号で記入してください。